

知って得する ハッピーライフ FP 通信

知ってトクする！？知らなきゃ損する！？あなたの生活をハッピーに！賢く豊かに生活するために必要な情報をお届けします。私たち東海FPセンターは、あなたのハッピーライフ、ハッピーリタイアメントを全力で応援します！



今月のトピックス

- ① パート、アルバイト等の短時間労働者への
社会保険適用拡大
- ② 岩本の独り言



いつもありがとうございます。皆さんとのご縁はとても有り難く思います。普段の生活やお金に関する事で不安をかかえていらっしゃる方がおられたら是非ご紹介ください。未来の自分自身、そして、家族のために有意義なお金の使い方、ふやし方、守り方をアドバイスできればと思います。

いつもお世話になり、誠に有難うございます。

プロ野球の日本シリーズが終わりました。

パリーグの日本ハムが日本一に輝きましたが、負けた広島も本当にいいチームで、今年の日本シリーズはどの試合も素晴らしい試合だったと思います。

特に、注目されていた日本ハムの大谷選手、広島の大谷投手。

この二人の選手の活躍がとても印象的でした。

どちらの選手も超がつく一流選手ですが、

こういう一流の選手に共通して言えることはやはり、

“目標を明確に持つこと”

“目標を達成するために毎日すべきことをすること”

この二つだと思います。

特別なことではないのですが、実はすごく大事。

私たちの生活やライフプランにも、同じことが言えます。

どんな生活を送りたいか、理想や目標を持ち、

それを実現するためにすべきことを実行する。

まずはやはり、すべきことが何か？を明確にしましょう。

追伸、

皆さんとのご縁、ご紹介いただいたことに対するご縁はとても有り難く、大切にしたいと思っています。

私どもが最も役に立てること、それは、保険やライフプランについての正しい情報提供を行うこと。

それらを通じ、皆様、そして皆様の大切なお知り合いのお役に立てればと思います。

岩本 貴久

東海FPセンター

<http://www.tokaijp.com>

◆貯金に関するご相談は…

60歳または、65歳から掛け金の1.5倍の年金を受け取る方法

「1.5倍の年金の相談」と声をかけてください。
(年金に限らず、中長期の貯金全般です。)

E-mail : t-iwamoto@tokaifp.com

URL : <http://www.tokaifp.com/jinenkin/>

岩本携帯 : 090-4082-7007

パート・アルバイト等の短時間労働者への社会保険適用拡大

平成28年10月1日から、パートタイマーやアルバイトといった短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大が始まります。

ただし、すべての短時間労働者が対象となるわけではありません。

とくに国民年金第3号被保険者や健康保険の被扶養者に該当する短時間労働者に与える影響が大きいと考えられます。

短時間労働者の社会保険適用基準を明確化

現在の短時間労働者の厚生年金保険・健康保険の加入条件は、一般従業員と比較して、1日または1週間の所定労働時間がおおむね4分の3以上あり、1ヵ月の所定労働日数がおおむね4分の3以上ある場合となっています。

一般的に1週間の所定労働時間30時間以上の短時間労働者が対象となっています。

平成28年10月1日以降は、1日の所定労働時間の基準が外され、1週間の所定労働時間および1ヵ月の所定労働日数が4分の3以上と基準が明確になります。

また、4分の3基準を満たさなくても、以下の5要件のすべてに該当した場合は、厚生年金保険・健康保険の適用対象となります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 継続して1年以上雇用されることが見込まれること
- ③ 月額賃金が88,000円(年収約106万円)以上であること
- ④ 学生ではないこと
- ⑤ 従業員が501人以上の企業(特定適用事業所)で雇用されていること

なお、4分の3基準や上記5要件を満たさない場合でも、平成28年10月1日前から就労形態や職務内容等を総合的に勘案して、被保険者となっていた人については、引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となります。

この厚生年金保険の適用拡大に合わせて、平成28年10月1日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額等級表に新たな等級(第1等級:88,000円)が追加されます。

【改正前】

標準報酬		標準報酬月額
等級	月額	円以上 円未満
1	98,000	~101,000
2	104,000	101,000~107,000
3	110,000	107,000~114,000
~		
30	620,000	605,000~

【改正後】

標準報酬		標準報酬月額
等級	月額	円以上 円未満
1	88,000	~93,000
2	98,000	93,000~101,000
3	104,000	101,000~107,000
4	110,000	107,000~114,000
~		
31	620,000	605,000~

(日本年金機構 資料より抜粋)

短時間労働者に関する新たな5要件

4分の3基準を満たしていなくても、新たに設けられた5要件に該当する短時間労働者は社会保険適用の対象となります。

収入面でいうと106万円の壁という新しい基準ができたということですが、106万円の壁は5つある要件のうちの一つで、収入以外の4要件を満たしていなければ、短時間労働者の社会保険適用拡大の対象とならないことに注意が必要です。

新たな5要件について少し詳しくみていきましょう。

1. 1週間の所定労働時間が20時間以上である

週の所定労働時間とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべき時間をいいます。（雇用保険の取り扱いと同じです）

所定労働時間が1ヵ月単位で定められている場合は、「1ヵ月の所定労働時間÷12/52」で計算します。

1年単位で定められている場合は、「1年間の所定労働時間÷52」で計算します。

2. 継続して1年以上雇用されることが見込まれる

雇用期間が1年以上見込まれるとは、次のような場合を指します。

- ✓ 期間の定めがなく雇用される場合
- ✓ 雇用期間が1年以上である場合
- ✓ 雇用期間が1年未満であっても雇用契約書に契約の更新やその可能性が明示されている場合や更新等により1年以上雇用された実績がある場合

3. 月額賃金が88,000円(年収約106万円)以上である

月額賃金とは、週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた所定内賃金の額をいいます。ただし、以下の賃金は除かれます。

- ✓ 結婚手当などの臨時に支払われる賃金
- ✓ 賞与などの1月を超える期間ごとに支払われる賃金

- ✓ 時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金
- ✓ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当など最低賃金に算入しないこととなっている賃金

なお、被保険者となった場合の標準報酬月額については、従来どおり、時間外手当、精皆勤手当、通勤手当等も含めた金額となります。

4. 学生ではない

生徒または学生は適用対象外となります（雇用保険の取り扱いと同じです）。ただし、以下の場合には学生であっても被保険者となります。

- ✓ 卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の人
- ✓ 休学中の人
- ✓ 大学の夜間学部および夜間の定時制高校に通っている人

5. 従業員が501人以上の企業(特定適用事業所)で雇用されている

同一事業主の適用事業所の厚生年金保険の被保険者の合計が、1年で6ヵ月以上、500人を超えることが見込まれる場合は、特定適用事業所として短時間労働者の適用拡大の対象となります。

同一事業主の適用事業所とは、厚生年金の法人番号が同じ適用事業所を指します。

なお、平成28年10月1日時点で特定適用事業所に該当する適用事業所には8月下旬に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送られています。

社会保険加入による負担と給付への影響

社会保険適用拡大の対象となるということは、厚生年金保険・健康保険に新たに参加するということになり、当然、保険料の負担が発生します。

どれぐらいの負担になるのでしょうか。加入した場合の給付の面も含めて考えてみましょう。

●月収8.8万円(年収約106万円)の場合

今回の社会保険適用拡大において、適用対象となる月収88,000円(年収約106万円)の短時間労働者の場合を考えてみます。

厚生年金保険料は、月額8,000円、健康保険は協会けんぽの平均である10.0%+介護保険料で月額5,095円、両方合わせて月13,095円、年間157,140円の負担となります。

年金保険料を比べてみると、国民年金第1号被保険者である短時間労働者の場合は、国民年金保険料月額16,260円から厚生年金保険料8,000円と約半分の負担となります。

国民年金第3号被保険者である短時間労働者の場合は、単純に8,000円の負担増となります。

将来に受給できる年金額の目安は、1年加入で年額5,800円、20年加入で年額115,800円、40年加入で年231,500円となっています。

第3号被保険者の負担増

- ① 年金保険料：月額8,000円
- ② 健康保険料：月額5,095円
- ③ 支出増合計：月額13,095円

受給できる老齢厚生年金の目安

- 1年加入：年額5,800円
- 20年加入：年額115,800円
- 40年加入：年額231,500円

また、保険料負担は増えますが、厚生年金保険・健康保険に加入することによって、以下のようなメリットがあります。

- 基礎年金に加えて、報酬比例の年金(厚生年金)が終身で受給できる。
- 障害がある状態になった場合に、障害厚生年金が支給され、また、亡くなった場合に、家族に遺族厚生年金が支給される。
- 健康保険に加入すると、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の3分

の2程度の傷病手当金や出産手当金を受け取ることができる。

厚生年金に関しては、国民年金第1号被保険者である短時間労働者にとっては、厚生年金の被保険者になることで保険料負担が労使折半によって減少し、給付が増加することとなります。

また、国民年金第3号被保険者である短時間労働者にとっては、保険料の負担が発生しますが、将来の年金額が増加することになります。

健康保険に関しては、国民健康保険の被保険者が健康保険に加入する場合は、居住する市町村や世帯形態等によって異なるものの、単身世帯の場合はおおむね負担減となります。

しかし、健康保険の被扶養者は保険料の自己負担がないため、健康保険に加入すると保険料が負担増となります。

給付に関しては、いずれも窓口負担は3割と変わりありません。

●月収10万円(年収120万円)の場合

今回の適用拡大で最も影響を受けると思われるのは、国民年金第3号被保険者および健康保険の被扶養者となっている短時間労働者、つまり130万円の壁を意識して働いている短時間労働者ということになるでしょう。

表は、年収120万円(月収10万円、標準報酬月額98,000円)を想定して、社会保険適用前後の手取り額を比較してみたものです。

	社会保険適用前	社会保険適用後
収入	1,200,000	1,200,000
所得税	8,300	0
住民税	26,500	8,800
厚生年金保険料	0	107,604

